

## 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表(札幌市が所管する区域内の建築物)

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用 途	公表 建築物数	構造耐力上主要な部分の (震度6強から7程度)に対する安全性(注)			耐震改修等 工事中
		I	II	III	
		倒壊・崩壊 の危険性 が高い	倒壊・崩壊 の危険性 がある	倒壊・崩壊 の危険性 が低い	
ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物					
① 体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	0	0	2	0
② ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3	1	1	1	0
③ 病院、診療所	9	1	4	4	0
④ 劇場、観覧場、映画館、演芸場	2	0	0	2	0
⑤ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	21	2	0	16	3
⑥ ホテル、旅館	20	9	2	9	0
⑦ 博物館、美術館、図書館	3	0	0	3	0
⑧ 遊技場	1	0	0	1	0
⑨ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	4	4	0	0	0
⑩ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1	1	0	0	0
⑪ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	7	0	0	7	0
イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物					
⑫ 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	3	1	0	2	0
⑬ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	89	0	0	89	0
⑭ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	0	0	1	0
⑮ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	1	0	0	1	0
合 計	167	19	7	138	3

(注) 1の建築物に構造上独立した部分が複数ある場合などは、安全性の評価が最も低い部分により分類している。建築物毎の詳細は別に示す。